

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についての質疑応答

【令和 7 年 12 月 17 日（水） 第 1 回内灘町子ども・子育て会議】

Q：実施の時間帯は？

→各園で決める。開園している時間の中での対応になると思う。

Q：余裕活用型という言葉が出たが、他の型はあるのか？何が違うのか？

→余裕活用型は、園の定員の空き人数を利用して使う使い方。もう一つは一般型で、専門の部屋を設け、専門の人を補充して受け入れる使い方になる。

Q：一時保育との違いは？

→一時保育は、親の都合で預けたい時に預ける制度。こども誰でも通園制度は、親の理由は関係なく、子どもに保育を体験させることを目的としている制度。

Q：急な場合でも預けることは出来るのか？

→事前に登録し、園とも面談が必要になるため、時間がかかる。

Q：町民だけが利用できるのか？

→全国で利用できるため、町民だけとは限らない。

【令和 8 年 1 月 29 日（木） 内灘町乳児等通園支援事業 事業者説明会】

Q：10 時間では足りないと思う。実際、5 時間を 2 回とか 2 時間を 5 回利用など使い方の想定はあるのか。

→国で令和 8 年度は支給時間が 10 時間以内と決まっている。そもそも論として、母の通院などの都合で利用する場合は一時保育になる。乳児等通園支援事業は、あくまでも子どものために使える時間なので。事前面談等で十分にその辺りも確認していただくことになる。

Q：QR コードでやりとりすると出てきたが、現金等の発生は出てこないのか。

→請求時間の実績利用時間の管理を QR コードでするだけなので、1 時間利用料を 300 円程度で施設毎に設定することとなりますが、その利用料金の計算は、時間数をもとに実施していくこととなりますし、施設で取扱いの精算方法で利用者との精算をしていただくこととなります。○時お迎えのはずが、20 分遅れたとか、何分以上を利用時間とカウントするかなど町でキャンセルポリシーなどもとりまとめして作成していく予定をしております。

Q:今後システムをインストールして登録していくかと思いますが、予約が入ったかどうかは、毎日システムを確認しなければいけないのですか？町外からの利用もありますか？

→利用者が予約申請すると、システムから通知メールが届きます。利用者は町外からだけでなく、全国からです。

Q:マイ保育園制度を利用されている方に利用を進めなければいけないのですか？

→基本、町に利用者から申請があり、認可してから、利用する資格が発生して、利用者が利用したい施設を選択し、予約する形なので、待っていればいいです。しかし、先ほどのように一時保育を利用となるのか、こども誰でもなのかなど、面接などで思いを確認し、里帰り出産の間に、体験してみようというケースはあるかもしれません。